

## 報道発表



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成28年10月28日

## 平成27年度社会教育調査中間報告について

文部科学省では、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的として、社会教育調査を概ね3年ごとに実施しています。このたび、平成27年度調査の一部を取りまとめましたので、中間報告として公表します。  
なお、確定値の公表は、平成29年3月の予定です。

## 1. 調査内容

- 1) 調査対象：都道府県・市町村、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、社会体育施設、民間体育施設、劇場・音楽堂等、生涯学習センター
- 2) 調査項目：都道府県・市町村の社会教育関係事業の実施状況及び社会教育関係施設の状況（職員数、施設・設備状況、事業実施状況、利用状況等）
- 3) 調査期日：施設数や職員数などの現状の把握は、平成27年10月1日現在  
博物館の入場者数や図書館の図書貸出数などの活動状況の把握は、平成26年度間

## 2. 調査結果の主な概要

## (1) 施設数の状況

- ① 社会教育施設は全体的に減少傾向にある中、図書館については前回（平成23年度）調査から増加し、過去最高。
- ② 公民館の耐震化状況（新規調査項目）  
耐震診断実施率 53.5%（昭和56年以前建築の施設が対象）  
耐震化率 75.3%

## (2) 施設の利用状況

- ① 社会教育施設の1施設当たりの利用者は、博物館、社会体育施設については増加。
- ② 図書館については、児童1人あたりの貸出冊数が増加し、過去最高。

&lt;担当&gt; 生涯学習政策局政策課調査統計企画室

室長 高橋 憲一郎（内線3476）

分析調査官 林 潤一郎（内線3238）

専門調査係長 望月 香里（内線3240）

電話：03-5253-4111（代表）

# 平成27年度社会教育調査 中間報告 調査結果のポイント

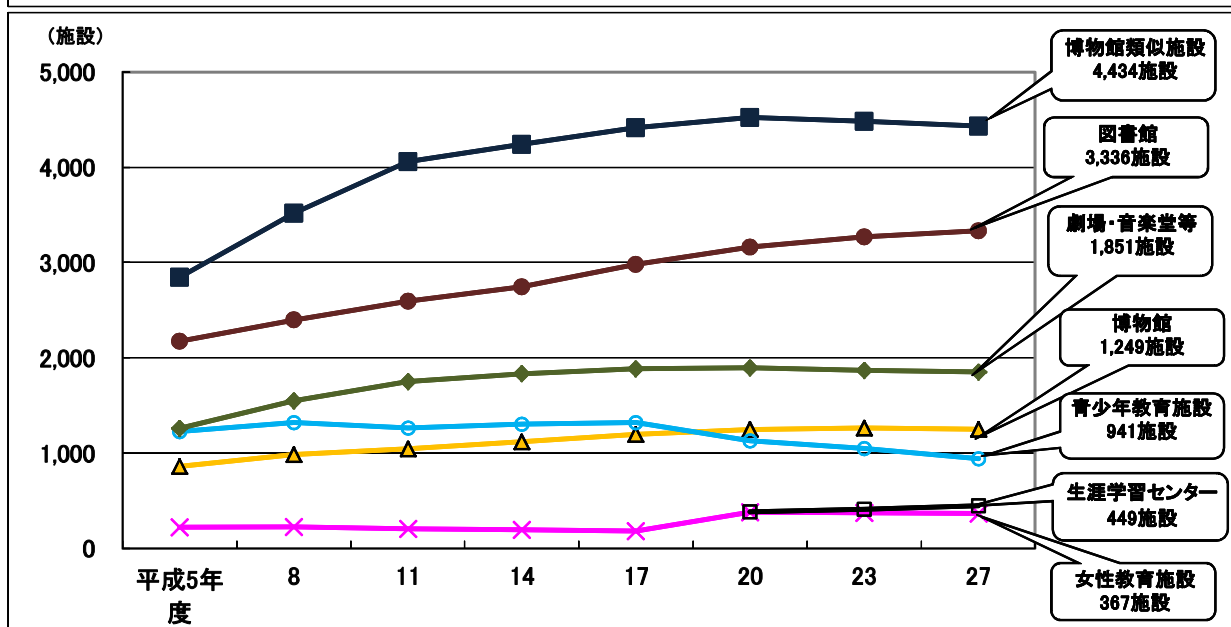
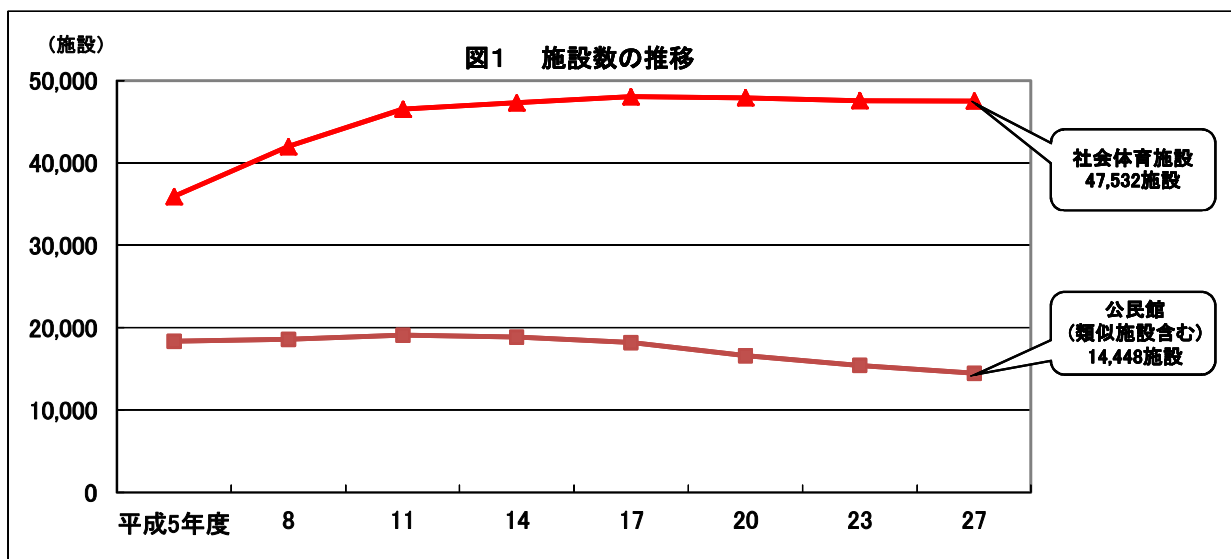
## 1 施設数の推移

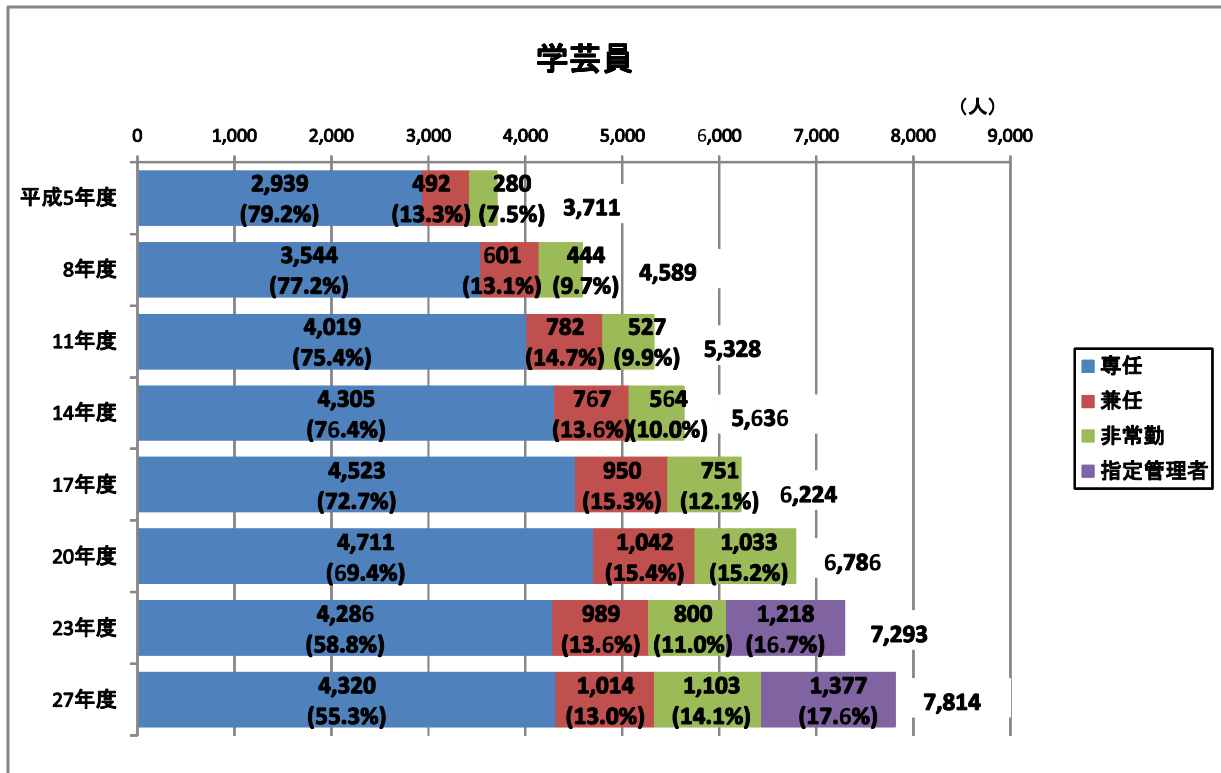
図書館は増加しており過去最高。公民館は平成11年度をピークとして、減少傾向。

表1 施設数の推移

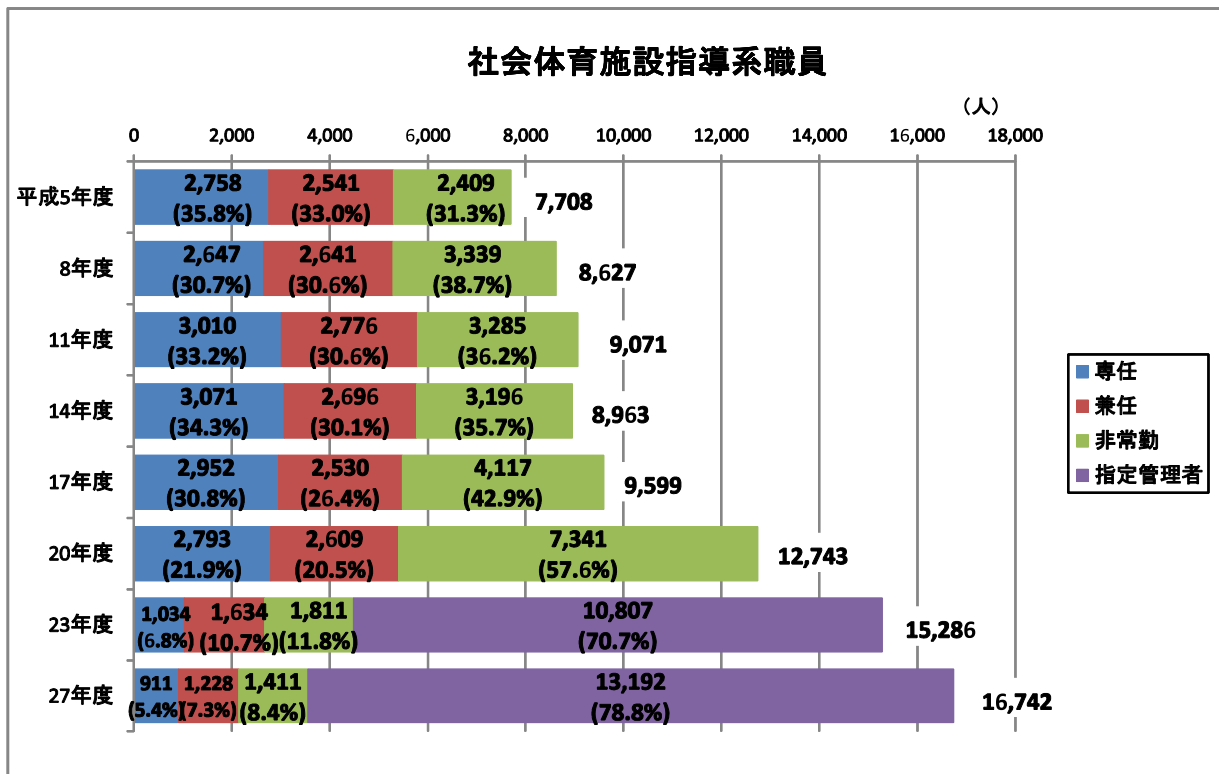
区分	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性 教育施設	社会 体育施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
平成5年度	18,339	2,172	861	2,843	1,225	224	35,950	1,261	...
8	18,545	2,396	985	3,522	1,319	225	41,997	1,549	...
11	19,063	2,592	1,045	4,064	1,263	207	46,554	1,751	...
14	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	47,321	1,832	...
17	18,182	2,979	1,196	4,418	1,320	183	48,055	1,885	...
20	16,566	3,165	1,248	4,527	1,129	380	47,925	1,893	384
23	15,399	3,274	1,262	4,485	1,048	375	47,571	1,866	409
27	14,448	3,336	1,249	4,434	941	367	47,532	1,851	449
平成23年度からの 増減数	△ 951	62	△ 13	△ 51	△ 107	△ 8	△ 39	△ 15	40
平成23年度からの 増減率(%)	△ 6.2	1.9	△ 1.0	△ 1.1	△ 10.2	△ 2.1	△ 0.1	△ 0.8	9.8

- (注) 1. 平成20年度より都道府県・市町村首長部局所管の図書館同種施設、独立行政法人及び都道府県・市町村首長部局所管の青少年教育施設及び女性教育施設を調査対象に追加している。(以下の表において同じ。)
2. 平成23年度以前の「劇場・音楽堂等」は、「文化会館」として調査している。(以下の表において同じ。)





※学芸員とは、博物館法第4条第3項に規定する学芸員。  
 ※平成17年度及び平成20年度調査の非常勤の職員には、指定管理者の職員を含む。



※指導系職員とは、職名にかかわらず、主として直接当該施設が行う事業の指導にあたる者。  
 ※平成17年度及び平成20年度調査の非常勤の職員には、指定管理者の職員を含む。

#### 4 1 施設当たりの利用者数の推移

前回調査と比較して、博物館と社会体育施設の1施設当たりの利用者は増加している。

表3 1施設当たりの利用者数

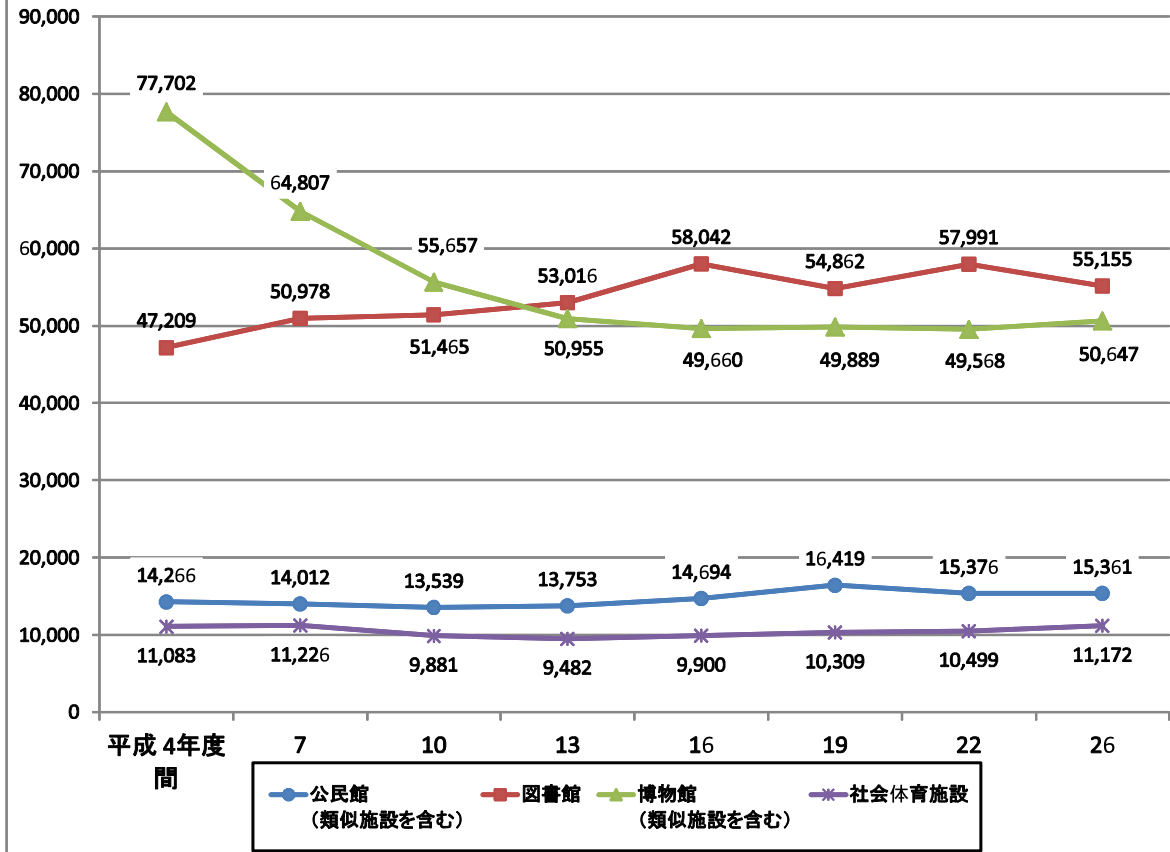
(人)

	公民館 (類似施設を含む)	図書館	博物館 (類似施設を含む)	社会体育施設
平成4年度間	14,266	47,209	77,702	11,083
7	14,012	50,978	64,807	11,226
10	13,539	51,465	55,657	9,881
13	13,753	53,016	50,955	9,482
16	14,694	58,042	49,660	9,900
19	16,419	54,862	49,889	10,309
22	15,376	57,991	49,568	10,499
26	15,361	55,155	50,647	11,172
平成22年度間からの増減数	△ 15	△ 2,836	1,079	673
平成22年度間からの増減率(%)	△ 0.1	△ 4.9	2.2	6.4

(注)

公民館の 1施設当たりの利用者数	=	$\frac{\text{学級・講座の受講者数} + \text{諸集会の参加者数} + \text{利用者数(会議室等の貸出しを受けた団体等の延べ人数)}}{\text{施設数}}$
図書館の 1施設当たりの利用者数	=	$\frac{\text{諸集会の参加者数} + \text{帯出者数(図書を借りた延べ人数)}}{\text{施設数}}$
博物館の 1施設当たりの利用者数	=	$\frac{\text{学級・講座の受講者数} + \text{諸集会の参加者数} + \text{入館者数}}{\text{施設数}}$
社会体育施設の 1施設当たりの利用者数	=	$\frac{\text{諸集会の参加者数} + \text{利用者数の延べ人数(陸上競技場、野球場・ソフトボール場、多目的運動広場、水泳プール(屋内・屋外)、レジャープール、体育館のみ)}}{\text{施設数}}$

1施設当たり利用者数の推移



## 6 指定管理者別の施設数

全ての施設種で指定管理者制度の導入は増加しており、公立の社会教育施設に占める割合は全体の約3割となっている。

表5 種類別指定管理者別施設数

区 分	計	(施設)								
		公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教 育施設	社会体育 施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学 習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	52,623 (53,804)	14,444 (15,392)	3,313 (3,249)	767 (724)	3,525 (3,522)	913 (1,020)	276 (277)	27,193 (27,469)	1,743 (1,742)	449 (409)
うち指定管理者導入施設数	15,292 (14,098)	1,300 (1,319)	517 (347)	184 (158)	1,095 (1,053)	374 (393)	94 (88)	10,601 (9,714)	1,006 (935)	121 (91)
公立の施設数に占める割合	29.1% (26.2%)	9.0% (8.6%)	15.6% (10.7%)	24.0% (21.8%)	31.1% (29.9%)	41.0% (38.5%)	34.1% (31.8%)	39.0% (35.4%)	57.7% (53.7%)	26.9% (22.2%)
地方公共団体	115 (147)	— (9)	— (1)	— (0)	16 (24)	7 (9)	— (0)	85 (95)	7 (9)	— (0)
地縁による団体 (自治会、町内会等)	804 (…)	348 (…)	8 (…)	1 (…)	42 (…)	18 (…)	9 (…)	347 (…)	4 (…)	27 (…)
一般社団法人・一般財団法人 (特例民法法人を含む。)	5,647 (5,796)	286 (285)	55 (52)	129 (118)	522 (522)	143 (150)	37 (34)	3,888 (4,038)	539 (550)	48 (47)
会社	4,549 (3,865)	101 (92)	382 (223)	41 (31)	236 (211)	106 (87)	11 (7)	3,347 (2,953)	304 (244)	21 (17)
NPO	1,544 (1,136)	42 (33)	40 (44)	6 (4)	87 (73)	51 (49)	19 (22)	1,233 (858)	57 (47)	9 (6)
その他	2,633 (3,154)	523 (900)	32 (27)	7 (5)	192 (223)	49 (98)	18 (25)	1,701 (1,770)	95 (85)	16 (21)

(注) 1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体を管理者として指定している場合をいう。

2. 平成23年度調査以前の「地縁による団体」は、「その他」に含まれている。

3. ( ) 内は平成23年度調査の数値である。

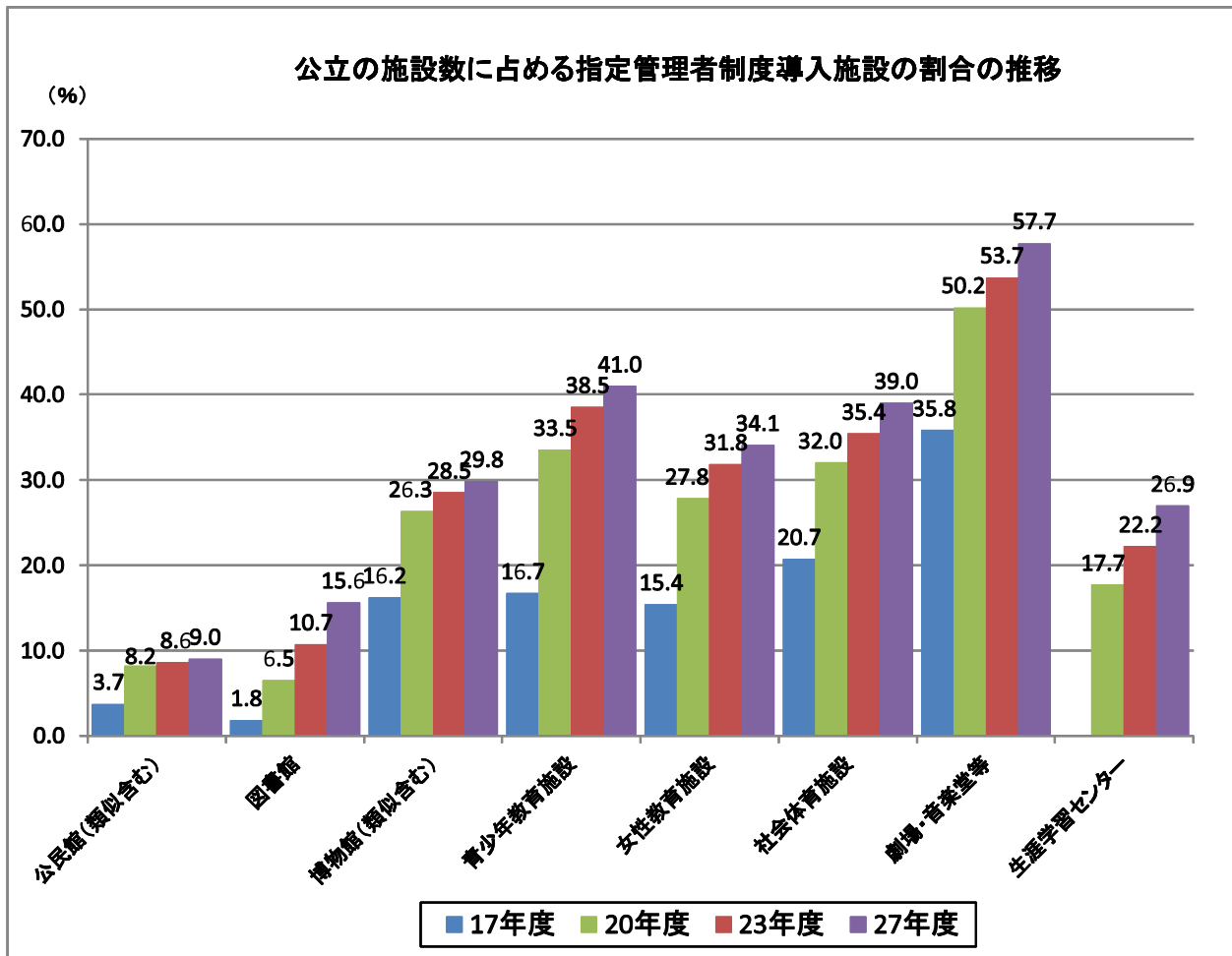
### ■指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。(地方自治法第244条、第244条の2参照)

※法人その他の団体とは、株式会社などの民間営利事業者やNPO法人、その他の団体などのことであり、指定を受ける者に制限はない。

(参考) 指定管理者制度導入施設の割合の推移

全ての施設において、指定管理者制度導入施設の割合は増加している。



# 体育・スポーツ施設に関する調査研究

スポーツ庁発足に伴い、従来の文部科学省が所管する社会体育施設だけでなく、所管が多様なスポーツ施設を総合的に把握する必要が生じていることから、現在、政府統計として行っている体育・スポーツ施設現況調査を発展させ、スポーツ庁において一元的に調査。

地域スポーツ施設の種類

学校体育施設

社会体育施設

その他の公共  
スポーツ施設

民間施設

現行(H27調査、H28公表)

体育・スポーツ施設現況調査  
(スポーツ・青少年局)

↑ データ提供

社会教育調査  
(生涯学習政策局)

※教育委員会が記入するため、  
「その他の公共スポーツ施設」  
や「民間施設」については調査  
内容が不十分

次回(H30調査、H31公表)

体育・スポーツ施設現況調査  
(スポーツ庁)

※スポーツ庁発足後に、教育委員会以外にもスポーツ施設を所管する知事部局、都市部局、厚生労働部局等との連絡体制を整備済。各地域に存在するスポーツ施設を網羅的に調査可能

H29においては、H30調査の円滑な実施のため、調査が最も難しい民間施設を調査するとともに、一部公共団体でプレ調査を行い、調査票や調査手法を構築

スポーツ施設に関する施策推進の基礎的な情報を整備